

あい ち けん こ けん り かん じょうれい かしょう こっし
愛知県子どもの権利に関する条例（仮称）骨子
の（案）について

こ わか もの む
子ども・若者向けパブリック・コメント



1 子どもの権利って何？

「権利」とは、誰もが生まれながらに持っている大切なものです。

子ども・若者のみなさんには、いろいろな権利があります。

ここでは、いくつかの「権利」の例を紹介しています。ここに書いてあるもののほかにも、たくさんの「権利」をみなさんは持っています。



生きる権利

安全に、健康に生きることができる



育つ権利

教育を受けて、自分らしく成長ができる



守られる権利

いじめや虐待から守ってもらえる



参加する権利

自分の意見を言い、社会に参加できる



2 条例って何？なんで必要なの？

条例とは・・・その県のルールを決めた「きまり」のこと

どうして子どもの権利に
関する条例が
必要なの？

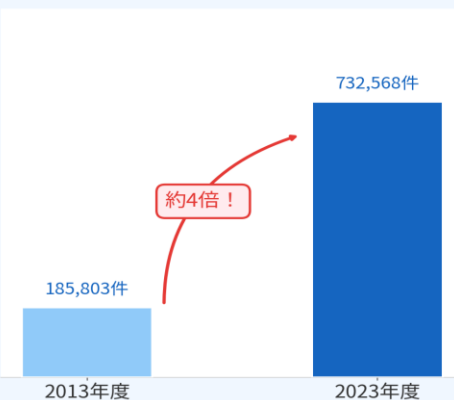
いじめや自殺、子どもへの虐待などが年々
増えてきています。

そういった状況のなか、すべての子どもたちが
「権利」を大切にされ、安心して幸せに暮らせる
よう、新しい条例（ルール）を作ることになりました。

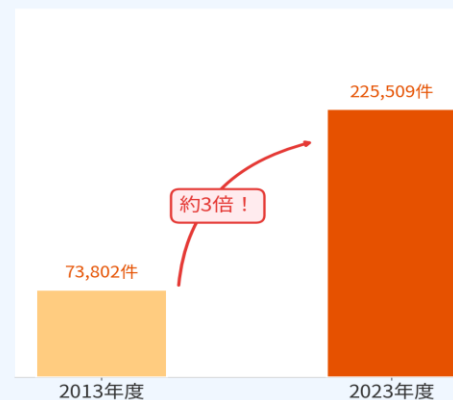


子どもたちをとりまく現状（全国）

いじめの認知件数



児童虐待の相談対応件数



出典：文部科学省・厚生労働省

3 条例では何を決めるの？

この条例では、子どもたちのためのいろいろな取組を行うときに
大事にするべき5つの考え（基本理念）を決めています。

また、この5つの考えを大切にしながら、愛知県や保護者、学校などの
それぞれの役割や愛知県が行う活動についても条例に書いていきます。

5つの基本理念

- ①すべての子どもは、人としての大切な権利（基本的人権）
が守られ、差別を受けないこと。
- ②すべての子どもは、愛されながら育てられ、
成長することができ、必要な教育を受けられること。
- ③すべての子どもは、年齢や成長に合わせて、自分の意見を
自由に言い、社会のいろいろな活動に参加できること。
- ④すべての子どもは、年齢や成長に合わせて、自分の考えを
大切にされ、子どもにとって一番良いことが優先されること。
- ⑤すべての子どもが幸せに生活できるように、家族だけでなく、
学校・地域・企業・県民みんなで子どもを支えること。



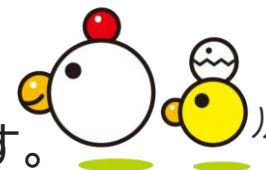
4 それぞれの役割やくわり

この条例の対象になる「子ども」は、
心や体がまだ成長している人のことを指しています。

具体的に何歳までが対象になるかは、取組ごとに決めます。

「子ども」の権利を守るために、

この条例では県や保護者などのそれぞれの役割を決めています。



県の役割けん やくわり

保護者や学校、地域の人たちや
企業などが子どもの権利を守れ
るように、いろいろな活動を行
います。

県民の役割けんみん やくわり

子どもの権利に関心をもち、
子どもの意見を聴くとともに、
県や市町村の取組に協力します。

保護者(家族)の役割ほごしゃ かぞく やくわり

子どもが元気に安心して
成長できるように子ども
を育てます。

地域の団体の役割ちいき だんたい やくわり

子どもや子育てを支援し、
県や市町村の取組に協力
します。

学校・施設の役割がっこう しせつ やくわり

子どもが安全で安心して
学び、育つことができる
環境をつくります。

事業者(企業)の役割じぎょうしゃ きぎょう やくわり

働く人が仕事と家庭を両立
できる環境を整えるととも
に、県や市町村の取組に
協力します。

5 条例で大切にしている取り組み



愛知県では、条例に基づいて以下の7つの取り組みを進めていきます。

意見を反映

子どもに関する取り組みをおこなうときに、子どもや保護者から意見を聴き、聴いた意見をもとに取り組みを進めていきます。

社会への参加

子どもたちがいろいろな社会活動に参加できる機会をつくれるように取り組みます。

居場所づくり

子どもたちが地域で安全・安心に、自分らしく過ごせる「居場所」を多く持てるように取り組みます。

権利を知ってもらう

子どもの権利が大切にされ、守られるように、子どもの権利やこの条例について子どもから大人まで知ってもらうよう取り組みます。

相談体制

子どもの権利が守られず困ったときに、子どもが相談できる体制を整えます。

計画的に進める

愛知県がつくっている「愛知県こども計画」の内容をもとに、子どもに関する取り組みを計画的に進めます。

権利擁護委員会の設置

子どもの権利が守られず、相談しても解決が難しいときに、子どもたちからの申し立てに応じて、解決に向けた調査や調整を行う「愛知県子どもの権利擁護委員会」をつくりま

6 子どもにとって大切な権利

愛知県では、子どもたちと実際に集まって話したり、Web上でアンケートをしたりして、子どもたちからの意見を聴きながら、この条例骨子の案をつくりました。下に書いた「子どもにとって大切な権利」は、集まってもらった中学生以上の子どもたち自身に条例の文章を考えてもらいつくったものです。特に大切な権利として、愛知県の条例に書いていけるように考えています。

子どもにとって大切な権利

全ての子どもは、健やかに成長でき、将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう

以下に掲げる権利が尊重される。

なお、自身の権利が他者から尊重されることと同様に、他者の権利も尊重しなければならない。

① 全ての子どもは、性別、年齢、障害の有無、国籍、家庭の状況その他いかなる理由によっても不当な扱いを受けることなく、一人の人間として尊重される。

② 全ての子どもは、生まれながらにかけがえのない存在として、言葉や力による暴力、虐待、いじめ、性的搾取、不当な労働その他あらゆる危害から守られ、安全な環境で自分らしく安心して生活することができる。

6 子どもにとって大切な権利

- ③ 全ての子どもは、医療、保健、福祉等の支援を受け、あらゆる人に大切にされながら、心身ともに健やかに成長し、発達することができる。
- ④ 全ての子どもは、衣食住等の生活環境について安定が図られるとともに、家庭、学校及び地域社会において居場所を持ち、自身の望む関係性を築くことができる。
- ⑤ 全ての子どもは、年齢に関わらず、自分に関係する事項について意見表明することができ、その意見は、大切に受け止められ、年齢及び発達の程度に応じて子どもにとって最善の利益を考慮して取り扱われる。
- ⑥ 全ての子どもは、教育を受けることができ、遊び、文化、芸術その他の希望する自由な活動を通じて、その個性、能力及び将来への可能性を十分に拓くことができる。
- ⑦ 全ての子どもは、自分に関係する必要な情報を知ることができ、考えを深める機会を保障されるとともに、年齢及び発達の程度に応じて、有害な情報から適切に守られる。
- ⑧ 全ての子どもは、私生活及び自分が持つ考えや気持ちが尊重されるとともに、不当に干渉されない。
- ⑨ 全ての子どもは、貧困、虐待、その他特別な配慮を必要とする場合、その状況に応じた適切な保護、支援及び配慮を求めたり受けたりすることができる。
- ⑩ 全ての子どもは、年齢及び発達の程度に応じて、自分に関係する人の支援や助言を受けながら、自分の行動を自分の意志で決定することができる。

7 みなさんの意見を聴かせてください



ここまで資料を見てくれてありがとうございます！

この資料を見て、愛知県で作ろうとしている

「子どもの権利に関する条例」について、思ったことや感じたこと、
わかったことなどがあったら、

ぜひ、みなさんのご意見や感想を聞かせてください！

意見や感想の提出方法

スマートフォンやパソコンから、

以下の二次元コードかURLにアクセスして、ご意見や感想を送ってください。

提出期限：令和8年7月31日（金）まで

(URL)

<https://forms.cloud.microsoft/r/GMnKEvgT7X>

二次元コード

